

北川原公園ごみ搬入路裁判判決確定を受けての対応について

私より北川原公園ごみ搬入路裁判判決確定を受けた後の市のとりくみについて報告を行わせていただきます。

令和4年第3回市議会定例会にて、住民訴訟の判決確定について報告させていただき、令和4年10月2日に本件住民訴訟の原告団への謝罪、10月9日に住民訴訟の原告団と市は、北川原公園予定地ごみ搬入路整備に関する違法性の解消に向け「市民参加、住民合意であらゆる方策を検討する」ことで合意しました。北川原公園予定地ごみ搬入路については、都市計画変更の手法に限定せず、地元の方々の思いを踏まえつつ、さまざまな案を出すところから市民参画で進め、技術的、財政的にも検討をさせていただくものです。国分寺市・小金井市の市民にもこの問題に理解していただき、30年後の日野市・国分寺市・小金井市3市の次期可燃ごみ処理施設の在り方についても、広くご意見を伺いながら検討を進めることといたしました。

そして、令和4年第1回臨時会にて、違法状態を生じさせた私の判断の責任について審議がなされ、その結果として、普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨を踏まえた上で、私個人に対する債権が放棄されることとなりました。しかしながら、都市計画法違反や私自身の責任が否定されるものでは決してございませんし、今後、市民の皆さま方に今回の件について、直接、私自ら丁寧に説明していくとともに、違法性解消に向けて、広く市民の皆さま方と一緒に協議を重ね、全身全霊この問題に立ち向かっていく決意を表明させていただきました。従いまして、令和4年第1回臨時会後の対応について報告させていただきます。

原告団とは、令和4年11月16日に第1回日野市と原告団との協議を開始し、12月23日、令和5年2月1日と3回の協議を行ってまいりました。3月9日に第4回目を予定しているところです。

地元周辺への説明については、令和4年12月23日、北川原公園の周辺の4自治会である新石自治会、下田自治会、万願寺自治会、下田住宅自治会へ判決の

確定および原告団との合意内容などについて報告いたしました。また、令和5年2月18日、クリーンセンター連絡協議会において、クリーンセンター地元周辺の5自治会である新石自治会、新井自治会、百草園自治会、百草園団地自治会、落川上自治会へ判決の確定および原告団との合意内容などについて報告いたしました。

国分寺市、小金井市及び浅川清流環境組合への対応については、国分寺市と浅川清流環境組合に対して、令和4年12月23日、原告団とともに判決確定および原告団との合意内容について報告いたしました。小金井市に対しては、明後日の3月8日に国分寺市同様に報告する予定です。

そして、現在までの市と原告団との協議や地元周辺からの意見をふまえ、市としての今後の方針を以下に申し上げます。

- 1 市と原告団との協議内容については、要点録を作成し双方確認の上、ホームページに掲載する。
- 2 住民訴訟の経過・判決の報告及び合意内容について、北川原公園周辺4自治会地区住民対象説明会、クリーンセンター地元周辺5自治会地区住民対象説明会、日野市全域住民対象説明会の順に市長自ら説明を実施する。
- 3 北川原公園周辺4自治会地区およびクリーンセンター地元周辺5自治会地区には、説明資料を戸別配布した後、説明会を実施する。
- 4 都市計画法の違法性解消に向けて、市と原告団とで勉強会を実施し、その後、違法性の解消に向けた検討会の組織を設け、技術的・財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。
- 5 説明会の開催及び違法性の解消に向けた検討会の設置は同時並行して実施する。

引き続き、今後の日野市および私の取り組みについて、ご理解、ご指導くださいますよう、よろしくお願い申し上げます

令和5年3月6日

日野市長 大坪 冬彦